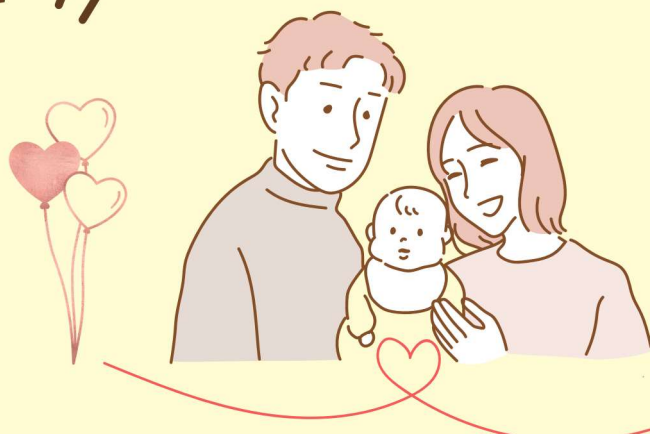


男性の育児参加を応援します

荳崎市男性の育児休業 取得促進事業奨励金

男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備とともに、男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する中小企業等の事業主及び育児休業を取得した男性労働者へ奨励金を支給します。



男性 労働者

支給要件

就労規則、労働協約により育児休業制度を設けている企業等に勤務している市内在住の男性労働者で下記の要件の①②に該当する方

- ① 出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給の決定を受け、職場復帰後1月以上勤務している方
- ② ①に該当しない方で、連続する10日以上育児休業を取得し、職場復帰後1月以上勤務している方

支給金額

5万円（育児休業の対象となる一子につき1回限り）

申請期限

要件①に該当する方
出生時育児休業給付金・育児休業給付金の交付決定日から1月以内
要件②に該当する方
職場復帰から1月経過した日から1月以内

支給要件

事業者

①～③すべてに該当

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 雇用する本市在住の男性労働者が荳崎市男性の育児取得促進事業奨励金の支給決定を受けていること
- ③ 雇用保険の適用事業主であり、労働協約又は就業規則等により育児休業制度を設けている事業所

支給金額

30万円（同一年度内1回限り）
国の「出生時両立支援コース助成金※」の対象となる事業主は除く
※詳細は厚生労働省HPをご確認ください

申請期限

雇用されている男性労働者が荳崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付決定を受けた日から1月以内

申請手続に関する詳細は、市HPでご確認ください。

